

【平成30年度各会計予算の専決処分に係る市長報告説明要旨】

(R1.6.3)

平成30年度伊丹市一般会計補正予算(第10号)についてであります。本件は、第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出に、それぞれ11億7,003万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を757億603万7,000円とするとともに、第2条で繰越明許費の追加、第3条で地方債の変更について、それぞれ所要の措置を講じたものであります。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正では、歳入で、市税及び財産収入の増額分、地方譲与税及び特別交付税等の交付額確定に伴う追加交付分、並びに寄附金のほか、2月補正後に生じた退職者の追加に伴う、一般職員退職手当基金繰入金の追加措置や、小学校施設の安全対策、及び災害復旧工事等に係る国庫支出金の交付額内示に伴う増額、及び市債の減額措置等を講じるとともに、歳出では、同国庫支出金を財源といたしております。ブロック塀安全対策工事、及び桜台小学校施設災害復旧工事に係る事業費の財源更正の措置を講じるほか、指定寄附金の追加等に伴う、特定目的基金への積立て、退職手当の追加等について、それぞれ所要の措置を講じたものであります。

次に、第2条、繰越明許費の補正では、橋りょう維持補修事業ほか7事業について、令和元年度に繰り越して使用できるよう追加措置を講じたものであります。

最後に、第3条、地方債の補正では、ブロック塀等対応臨時特例交付金、及び学校施設災害復旧費国庫負担金が、それぞれ活用できることとなりましたことから、小学校施設整備事業債、及び小学校施設災害復旧事業債について、事業費の財源更正に伴う、地方債の変更の措置を講じたものであります。以上、その処置に緊急を要しましたので、去る3月29日、専決処分をもって処置いたしましたものであります。

次に、平成30年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。本件は、被保険者の増等により、兵庫県後期高齢者医療広域連合への保険料納付金が増額となったため、所要の措置を講じたものであり、その処置に緊

急を要しましたので、去る3月29日、専決処分をもって処置いたしましたものであります。

次に、平成30年度伊丹市病院事業会計補正予算(第2号)についてであります。本件は、医学振興等のための寄附金が寄せられたことから、基金への積立措置を講じたものであり、その処置に緊急を要しましたので、去る3月29日、専決処分をもって処置いたしましたものであります。

次に、平成30年度伊丹市交通事業会計補正予算(第2号)についてであります。本件は、建設改良費予算の一部を、翌年度に繰越すこととなったことに伴う、仮払消費税及び地方消費税の減により、消費税及び地方消費税納税額が増加することとなったため、所要の措置を講じたものであり、その処置に緊急を要しましたので、去る3月29日専決処分をもって処置いたしましたものであります。